

毎週火、金曜日発行（但休日等るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇訓令 鳥取県収入証紙取扱細則の一部改正
- ◇告示 肥料検査の結果
- 国有保安林の指定予定
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 保安林指定の解除
- 国有保安林の指定予定
- 県道路線の認定
- 県道路線の廃止
- 道路区域の決定
- 道路の供用開始
- ◇教委告示 昭和三十五年度県立高等学校入学者の第二次募集
- ◇公告 理容師及び美容師実地習練指導者講習の実施
- ◇広告 鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の申込み

## 訓令

### 鳥取県訓令第二号

庁 中 一 般  
各 庫 解  
県 金 庫

鳥取県収入証紙取扱細則（昭和二十八年六月鳥取県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一条を削り、第二条を第一条とし、以下順次一条ずつ繰り上げ、改正後の第十七条第二項を次のように改める。

2 会計課長は、前項の手続をしたときは、関係課長にその旨通知しなければならない。

3 関係課長は、前項の通知を受けたときは、その収入金となるべき金額に対する売さばき手数料に相当する額を歳出金から歳入金に振替収入の手続を執らなければならない。

### 附 則

この訓令は、昭和三十五年三月十八日から施行する。

告示

鳥取県告示第百四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き、昭和三十四年八月、九月、十月、十一月及び十二月に実施した肥料検査の結果は、次のとおりである。

昭和三十五年三月十八日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証票添付者	検査内不 点数 格点 点数
(八月分)		
第一種複合肥料	宇部興産株式会社	一〇〇
	新日本窒素肥料株式会社	二〇〇
	窒磷加肥料工業株式会社	四〇〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	一〇〇
(九月分)		
第一種複合肥料	宇部興産株式会社	一〇〇
	新日本窒素肥料株式会社	二〇〇
	窒磷加肥料工業株式会社	四〇〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	一〇〇
(十月分)		
尿 素	宇部興産株式会社	一〇〇
塩 化 加 里	丸紅飯田株式会社	一〇〇
第一種複合肥料	神島化学工業株式会社	二〇〇
	住友化学工業株式会社	二〇〇
	窒磷加肥料工業株式会社	六〇〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	六〇〇
	高城農業協同組合	一〇〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	一〇〇
魚かす粉末	鳥取県中央農業協同組合連合会	一〇〇
第一種複合肥料	新日本窒素肥料株式会社	三〇〇
	朝日化学肥料株式会社	一〇〇
	日産化学工業株式会社	二〇〇
	窒磷加肥料工業株式会社	八〇〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	九〇〇
	小鴨農業協同組合	二〇〇

肥料の種類	保証票添付者	検査内不 点数 格点 点数
(十一月分)		
魚かす粉末	浦安農業協同組合	一〇〇
	下北条農業協同組合	二〇〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	一〇〇
	倉谷 常 一	四〇〇
(十二月分)		
肥料の種類	保証票添付者	検査内不 点数 格点 点数
第一種複合肥料	窒磷加肥料工業株式会社	四〇〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	三〇〇

鳥取県告示第百五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨、通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 鳥取市東町字旧城山、同市栗谷町字旧城山及び上町字旧城山（次の図に示す部分に限る。）所在の森林（国有林）

指定の目的 土砂流出防備林

解除の理由 道路敷地

申請者 認定（大阪営林局長の上申による。）

2 鳥取市栗谷町字旧城山(次の図に示す部分に限る。)

所在の森林(国有林)

指定の目的 土砂流出防備林

解除の理由 送電線敷地

申請者 認定(大阪管林局長の上申による。)

3 鳥取市東町字旧城山(次の図に示す部分に限る。)

所在の森林(国有林)

指定の目的 土砂流出防備林

解除の理由 極超被無線の送信支障地

申請者 認定(大阪管林局長の上申による。)

「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務課及び鳥取市役所に備え、昭和三十五年三月十八日から昭和三十五年四月十八日まで、一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨、届出があつた。

昭和三十五年三月十八日	鳥取県知事	石 破 二 朗
大鴨土地改良区	就任した役員の氏名及び住所	
理事	早川 忠篤 倉吉市河原町	
果当選し、二月二十九日就任、任期三年。		
伏野土地改良区	就任した役員の氏名及び住所	
理事	田中 寿男 鳥取市伏野	
“	徳安 婿太郎 “	
“	徳安 義一 “	
“	田中 重夫 “	
“	徳安 恵治 “	
“	田中 竹義 “	
“	田中 松市 “	
“	山根 平吉 “	

“ 田中 貞一 “

“ 山根 音蔵 “

監事 田中 友蔵 “

“ 竹本 市蔵 “

“ 森井源太郎 “

昭和三十四年三月二十八日第一回総会において総選挙の結果当選し、同年四月二十六日就任、任期二年。

鳥取県告示第百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条及び森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第五条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 鳥取市湖山町字下外浜一、三〇三ノ一、一、三〇七ノ一地番所在の森林

解除の理由 道路敷地

申請者 鳥取県知事

2 東伯郡羽合町大字宇野字西峰一、八九七ノ一、一、八九七ノ四、一、九〇二、一、八九九ノ二(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

一、八九九ノ二地番所在の森林

指定の目的 魚つき林

解除の理由 道路敷地

申請者 羽合町長

「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務課及び羽合町役場に備え、昭和三十五年三月十八日から昭和三十五年四月十八日まで、一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第百八号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年三月十八日

121	114	105	104	35	34	21	15
神戸ノ上新見	江上徳野 俣野 府	常藤 関金	羽出 三朝	多里 神郷	上斉原 用瀬	加茂 用瀬	大佐 日野
鳥取県日野郡日南町大字神戸ノ上	鳥取県日野郡江府町	鳥取県東伯郡関金町	鳥取県東伯郡三朝町	鳥取県日野郡日南町大字多里	鳥取県八頭郡用瀬町	鳥取県八頭郡用瀬町	鳥取県日野郡日野町
日野郡日南町大字神戸ノ上 鉄平峠	日野郡江府町大字俣野		東伯郡三朝町大字田代 田代峠	日野郡日南町大字豊栄	八頭郡佐治村大字栃原 辰己峠	八頭郡用瀬町大字江波	
岡山県新見市を終点とする	岡山県真庭郡川上村大字 上徳山を起点とする	岡山県真庭郡中和村大字 常藤を起点とする	岡山県真庭郡奥津町大字 羽出を起点とする	岡山県阿哲郡神郷町を終 点とする	岡山県苫田郡上斉原村を 起点とする	岡山県苫田郡加茂町を起 点とする	岡山県阿哲郡大佐町を起 点とする

14	13	番号	整理
三朝 湯原	美作 智頭	路 線 名	
鳥取県東伯郡三朝町	鳥取県八頭郡智頭町	終 起	
		点 点	
東伯郡三朝町大字福本	八頭郡智頭町大字西谷 右手峠	重 要 な 経 過 地	
岡山県真庭郡湯原町を終 点とする	岡山県英田郡美作町を起 点とする	備 考	

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 鳥取市伏野字石山ヶ鼻(次の図に示す部分に限る。)  
 所在の森林(国有林)  
 指定の目的 飛砂防備  
 解除の理由 道路敷地

申請者 認定(大阪営林局長の上申による。)

2 鳥取市伏野字石山ヶ鼻(次の図に示す部分に限る。)  
 所在の森林(国有林)  
 指定の目的 飛砂防備  
 解除の理由 飛砂防備  
 解除の理由 指定理由の消滅  
 申請者 認定(大阪営林局長の上申による。)

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務

課及び鳥取市役所に備え、昭和三十五年三月十八日から  
 昭和三十五年四月十八日まで、一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第百九号

県道路線認定に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定  
 に基づき、県道の路線を次のように認定する。  
 その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の  
 縦覧に供する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十号

県道路線廃止に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石

破 二 朗

整理番号	路線名	起	終	点	主要な経過地	備考
124	山郷林野	八頭郡智頭町旧山郷村役場	八頭郡智頭町大字西谷	右手峠		
176	用瀬河井停車場	八頭郡用瀬町	八頭郡用瀬町大字江波		八頭郡用瀬町大字安蔵	
69	柿原用瀬	八頭郡佐治村大字柿原	辰巳峠		八頭郡用瀬町用瀬	
148	倉吉羽出	倉吉市元標	東伯郡三朝町三朝橋		(主) 津山倉吉線 三朝勝山線	
89	三朝勝山	東伯郡三朝町三朝橋	東伯郡三朝町大字福本		(主) 鳥取鹿野倉吉線 (主) 津山倉吉線	

鳥取県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石

破 二 朗

178	倉吉中和	倉吉市元標	倉吉市元標		(主) 倉吉江府線	
192	川上根雨	東伯郡関金町大字別所越	東伯郡江府町大字深山		由良関金線 日野郡江府町大字俣野 (二區) 岡山松江線 日野郡江府町大字武庫	
125	根雨刑部	日野郡日野町峠根	日野郡日野町大字根雨		(二區) 岡山松江線 津山米子線	
177	千屋上石見停車場	東伯郡日野町	東伯郡日野郡日南町大字神戸ノ上	鍛平峠	日野郡日南町大字神戸ノ上 根雨新見線 (主) 米子石見新見線	
198	多里新郷	日野郡日南町大字多里	日野郡日南町大字猪子原			

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	美作智頭	八頭郡智頭町大字西谷界から " " 中原まで	昭和三十五年三月十八日
"	三朝湯原	東伯郡三朝町大字曹源寺から " " 福本界界まで	"
"	大佐日野	日野郡日野町大字板井原界から " " 板井原まで	"

鳥取県告示第百二十二号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。  
 昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の巾員 (メートル)	延 (メートル)	備 考
県道	美作智頭	八頭郡智頭町大字西谷界(右手峠)から " " 大字中原(主) 智頭佐用線接合 点まで	三・〇一、二六・五	三、八八一	(主)は主要 地方道を示 す。以下同じ。
"	三朝湯原	東伯郡三朝町大字曹源寺(主) 津山倉吉線分 岐点から " " 大字福本界界まで	四・〇一、九・〇	一一、九六二	(二国)は二 級国道を示 す。以下同じ。
"	大佐日野	日野郡日野町大字板井原界界から " " (二国) 津山米子線接合 点まで	二・五	七七三	
"	加茂用瀬	八頭郡用瀬町大字江波界界から " " 大字安蔵(二国) 岡山鳥取線接 合点まで	三・〇一、四・五	一一、一二七	
"	上斉原用瀬	八頭郡佐治村大字栃原界界(辰巳峠)から " " 用瀬町大字用瀬(二国) 岡山鳥取線接 合点まで	二・〇一、九・七	二二、六八〇	
"	多里神郷	日野郡日南町大字多里(二国) 広島米子線分 岐点から " " 大字豊栄界界まで	一・五一、五・〇	一〇、一五〇	
"	羽出三朝	東伯郡三朝町大字田代界界(田代峠)から " " 大字西谷 県道三朝湯原線接合 点まで	二・五一、四・五	七、一七四	
"	常藤関金	東伯郡三朝町大字福本界界から " " 関金町大字関金(主) 倉吉府線接合 点まで	四・〇一、六・五	八、四九七	

加茂用瀬	八頭郡用瀬町大字江波界から 安蔵まで	"
上斉原用瀬	八頭郡佐治村大字栃原界から 用瀬町大字用瀬まで	"
多里神郷	日野郡日南町大字多里から 豊栄界まで	"
羽出三朝	東伯郡三朝町大字田代界から 西谷まで	"
常藤関金	東伯郡三朝町大字福本界から 関金町大字関金まで	"
上徳山俣野府	日野郡江府町大字俣野界から 武庫まで	"
神戸ノ上新見	日野郡日南町大字神戸ノ上から 県界まで	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

昭和三十五年度県立高等学校入学者の第二次募集を次の要項によつて行なう。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十五年度県立高等学校入学者第二次募集要項

昭和三十五年度県立高等学校入学者第二次募集要項を次のとおり定める。

一 第二次募集を行なう高等学校および募集生徒数

第二次募集を行なう高等学校および募集生徒数は、別紙のとおりである。

二 入学出願資格

1 中学校を卒業した者

2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者

三 出願手続

1 志願者は、入学志願書に所定の事項を記入の上、入学選抜手数料三百円に相当する鳥取県収入証紙をはり（消印してはいけない。）、出身学校長を経由して、出願期間内に志望校の校長あて提出する。

2 入学志願書を受理した高等学校長は、受検票を志願者に交付する。

3 志願者の出身学校長は、出願期間内に志望校の校長あて報告書を提出する。

四 出願期間および受付場所

1 出願期間 昭和三十五年三月二十一日（月）から二十四日（木）まで

（午前九時から午後五時まで）

五 受付場所 各志望校

2 入学検査 各志望校

1 検査日時 昭和三十五年三月二十五日（金）午前九時三十分から募集校ごとに実施する。

- 2 検査科目 中学校の履修科目について行なう。
- 六 入学者の選抜
  - 1 出身学校長から提出された報告書と学力検査成績とを資料として選抜を行なう。
  - 2 入学者選抜のための身体検査および面接は実施しない。
- 七 入学選抜合格者発表

- 1 期日 昭和三十五年三月二十六日(月)十二時
- 2 各志望校
  - 1 入学志願書用紙および報告書用紙は、各募集校から受け取ること。
  - 2 本要項に関する質疑は、志願先高等学校においてたすこと。
- 八 注意事項

学 校 名	全定区分	科 名	課 程 名	所 在 地	募集生徒数
米子東高等学校	定時制 (夜間)	商業科	商業 課程	米子市勝田町三〇七番地	約 三〇人
境 高等学校	定時制 (夜間)	普通科	普通 課程	境港市東本町二番地	約 一〇人
日野実業高等学校	定時制	農業科	農業 課程 農村家庭課程	日野郡日南町大字阿毘縁二二四番地の一	約 一〇人

公 告

理容師法施行細則(昭和三十三年十二月鳥取県規則第五十七号)第九条第四号及び美容師法施行細則(昭和三十三年十二月鳥取県規則第五十八号)第九条第四号の規定に基づき昭和三十五年第一回理容師実地習練指導者講習及び美容師実地習練指導者講習を次のとおり実施する。

昭和三十五年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 日 時

昭和三十五年三月二十一日 午前九時

二 場 所

倉吉市労働会館

三 受講資格

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第二条第一項の規定による理容師の免許又は、美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第三条第一項の規定に

よる美容師の免許を受けた後、五年以上の実務経験(昭和三十五年十二月三十一日までに実務経験五年以上に達する見込みの者を含む。)を有し、理容師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十一号)第十九条第一項の課目に精通し、同条第二項の基礎的技術に熟練し、又は美容師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十三号)第十九条第一項の課目に精通し、同条第二項の基礎的技術に熟練して、みづから指導の任に当ることのできる者

四 受講手続

希望者は、美容師実地習練指導者講習受講票(別記様式第一号)に所要事項を記入の上当日受付に提出すること。

五 講習の方法

- (1) 課目及び単位
  - 衛生法規(関係分及び指導計画書) 一単位(二時間)
  - 消毒法(実地を含む。) 一単位(一時間)

理美容師実地習練指導者講習受講票

(保健所管内)

本籍地	氏名、生年月日	昭和 年 月 日 日生
	免許取得年月日 都道府県名及び 免許番号	
現住所	学校 (晝、夜、通課程の別)	年 月 日
最終学歴	実地習練指導者を受けたことの有無	有 無
養成施設名及び卒業年月日	省令第十九条の課目及び基礎的技術を指導することの可否	(例えば結髪師でコールドパーマが指導できない等)
実地習練指導者を受けたことの有無	理美容師又は美容師法違反で行政処分を受けたことの有無	1 違反内容 2 処分の区分、年月日 3 処分された都道府県名
備考	早退時間	時 分
	受付時間	時 分

- 実地習練指導要領(実地を含む。)三単位(三時間)美容容論 一単位(一時間)
- 県の定めるテキストに基づき知事が任命又は委嘱した講師が行なう。
  - 実地は、モデルにより行ない講師が説明を加える。講皆に持参するもの
  - 関係法令及び参考書、筆記具、実地習練指導計画書(例)、昼食及び上履
  - その他必要なもの
  - 経費の負担
  - テキスト、実地用器具、材料その他必要経費は、受講者の負担とする。
  - その他
  - 講習会に遅刻し、又は早退した者に対しては、遅刻又は早退した時間を控除した単位を与える。
  - 代理人の受講は認めない。
  - 講習終了後単位取得票に取得単位を記入し、認印

の上、交付する。単位取得票は、引き続き使用するので大切に保管すること。

(4) 免許取得後実務経験五年に達しない受講者は、実務経験五年に達した日から指導者として認める。

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の  
申込みについて

昭和三十四年度の鳥取県公報購読期間は、きたる三月三十一日で満了となりますが、昭和三十五年度においても、引き続き購読を希望される者又は新規に購読を希望される者は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月百二十四円。郵送料を含む。）を添えて、三月二十六日午前中までに総務課法制係へお申込みください。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日号からの配付は行ないません。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は四月以後に県が発する納額告知書により納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、  
鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金

円を添えて申し込めます。

昭和三十五年三月 日

住所

氏名

(団体の場合は団体名及び代表者名印)

印

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取県印刷所